

## 阿南工業高等専門学校における公正入札調査委員会要項

(平成19年6月7日)

(要項第1号)

(設置)

第1 阿南工業高等専門学校に、阿南工業高等専門学校における建設工事(設計・コンサルティング業務を含む。)並びに物品の購入及び製造、役務その他の契約に係る入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報等に対して的確な対応を行うため、建設工事及び物品購入等契約に係る公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 契約担当役
- (2) 総務課長
- (3) 総務課長補佐(財務担当)
- (4) 財務係長

(委員長)

第3 委員会に委員長を置き、契約担当役をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(調査審議事項)

第4 委員会は、入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応。
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応。

(委員以外の者の出席)

第5 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができるものとする。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7 この要項に定めるもののほか、委員会の議事及び運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成19年6月7日から施行し、平成19年5月28日から適用する。

2 阿南工業高等専門学校における建設工事に係る公正入札調査委員会要項(平成10年8月24日要項第2号)は、廃止する。